

# 石川県准看護師試験受験資格認定要領

## 1. 目的

この要領は、石川県における保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 22 条第 4 号及び保健師助産師看護師法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 34 号）第 32 条の規定に基づく准看護師試験の受験資格に関する基準の適用に当たっての具体的要件等を定める。

## 2. 審査対象者

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、石川県が実施する准看護師試験の受験資格を得ようとするもの。

## 3. 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の准看護師学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の「4. 認定基準」に基づき審査を行う。

## 4. 認定基準

以下の（1）～（7）までの認定基準を満たした者に対し、石川県准看護師試験受験資格認定を行う。

- （1）外国看護師学校養成所の修業年限
  - ア）外国看護師学校養成所の入学資格  
中学校卒業以上（修業年限 9 年以上）、又は同等と認められる者
  - イ）外国看護師学校養成所の修業年限  
2 年以上
  - ウ）外国看護師学校養成所卒業までの修業年限  
11 年以上、又は同等と認められる者
- （2）教育科目の履修時間  
履修時間の合計が 1,890 時間以上で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）等に規定する基礎分野 70 時間、専門基礎分野 350 時間、専門分野 1470 時間（臨地実習 735 時間含む。）の時間数を概ね満たすこと。
- （3）教育環境  
日本の准看護師学校養成所と同等以上と認められること。
- （4）当該国の判断  
当該国、又は州政府等によって正式に認められた外国看護師学校養成所であること。
- （5）外国看護師学校養成所卒業後、原則として当該国の看護師免許または資格を取得していること。
- （6）当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること。
- （7）日本語能力  
日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 N1（平成 21 年 12 月までの認定区分である日本語能力試験 1 級を含む。）の認定を受けていること。

## 5. 申請書類

以下の申請書類を石川県健康福祉部医療対策課に提出すること。なお、申請書類の受理は対面で行うことから必ず事前予約を行うこと。（下記にある「※申請時の注意」を十分参照すること。）

- (1) 石川県准看護師試験受験資格認定願（様式1）：写真（6×4 cm のもの1枚。申請前6ヵ月以内に脱帽正面で撮影したものに限り。）
- (2) 本人確認書類として次のア～エまでの書類のうち、いずれか一つ。
  - ア 住民票：本籍（外国籍の者の場合は国籍等）が記載されているもの（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないもの。）
  - イ 在留カード：有効期限内のものを提出すること。出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。
  - ウ 戸籍抄本または戸籍謄本：日本国籍を有する者に限り。申請前6ヵ月以内に発行されたものに限り。
  - エ 旅券（外国籍の者に限り。）：有効期限内のものを提出する。パスポート番号や顔写真のあるページを提出すること。
- (3) 医師の診断書（様式2）：日本の医師資格を有する者により、申請前1ヵ月以内に発行されたものに限り。外国籍のものは在留カード等（本人確認書類）に表示されているアルファベット記載とする。
- (4) 外国で取得した看護師免許証の写し：外国では、日本の看護師免許証に相当する資料がいくつか必要となる可能性もあるため、必要な書類は全て準備すること。
- (5) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書。
- (6) 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書。
- (7) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目ごとの教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類（教育課程、シラバス等）：教育内容（シラバス等）は在学当時の教育内容で、履修した科目ごとに書かれている書類を提出する。学業成績証明書とシラバス等に記載されている科目名、教育内容、単位数および時間数は全て内容が一致していること。

当該施設長の証明のあるものに限り。教育内容は、講義と臨地実習の区別がわかるように記載すること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合は Semester 制として換算し直すこと。
- (8) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表4における教育内容と卒業した外国の看護師学校養成所の履修科目、単位数及び時間数の対照表（別添「保健師助産師看護師学校養成所指定規則における教育課程との対照表（様式3）」を使用のこと。但し、学校側又は本人より同様の書式で作成されたものでも可。）

教育内容は基礎分野、専門基礎分野、専門分野の別がわかるように記載すること。また、講義と臨地実習を区別すること。（対照表記入例を参照すること。）
- (9) 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書（様式4に卒業当時の状況を記載し、「 年 月 日 時点」の日付もその当時のものであること。）
- (10) 外国で外国看護師免許を取得した者にはその根拠法令の関係条文の抜粋  
法律の目的、資格の定義、免許、欠格事由、籍の登録、免許の交付及び免許証の付与（更新）、免許登録の要件、免許取り消し又は業務停止処分の手続き、国家試験の受験資格、看護師の業務制限、養成校の規定・基準、養成機関の入学資格、等について記載

すること。

(11) 卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット。

卒業した外国看護師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可されたものであることについて示されているものに限る。

(12) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N1 認定書と成績書の写し。

#### ※作成上の注意

(1) 提出書類の部数は1部である。

(2) 提出書類の(1)、(3)、(8)、(9)は所定の様式によること。

(3) 提出書類の(8)は日本語で記載すること。

(4) 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。

(5) 提出書類の(4)～(7)及び(9)～(11)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。注意：当該国の大使館、領事館とは、外国に所在する日本国の大使館及び領事館ではない。

(6) 提出書類の(4)～(6)及び(12)の書類については、各原本を持参すること。(原本は照合後に返還する)

(7) 申請書類等の照会に関しては、学歴や履修内容等、申請者本人とやりとりすることが望ましい内容が含まれるため、申請者本人が行うこと。

#### ※申請時の注意

(1) 当該年の6月1日から9月15日の期間に申請を受け付ける。(期間厳守)

ただし、9月15日が土日にあたる場合は、直前の平日を締め切りとする。

(2) 認定申請(申請書類の提出)の際は、必ず事前予約を行うこと。予約をせずに来庁した場合、対応できないので注意すること。申請締め切りに間に合わないことがないように、早めに予約すること。

(3) 認定申請日時の予約、認定申請は必ず申請者本人が行うこと。郵送及び代理による申請は受理しない。

(4) 書類に不備があった場合は受理できないため、再度来庁が必要となる。遠方から来る際には日程に余裕を持つこと。

なお、申請前にはチェックリストを用い、書類がそろっていることを確認すること。

(5) 申請時、申請書類以外に写真付きの身分証明書、印鑑、筆記用具を持参すること。

附則 この要領は、平成29年9月から施行する。

附則 この要領は、令和5年6月1日から施行する